

(参考) 民事訴訟費用等に関する法律等が定める手数料等の額

中間試案の理解の便宜のため、現行民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号。以下「費用法」という。）及び民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号。以下「費用規則」という。）所定の手数料等の額を定める規律の若干の例を以下に挙げる。しかしながら、以下に挙げる例は網羅的なものではないことから、より詳細かつ正確に規律の内容を把握するためには、費用法及び費用規則を直接参照する必要があることを付言する。

○ 訴えの提起の手数料の額

訴えの提起の手数料は、訴訟の目的の価額（以下「訴額」という。）の区分ごとに所定の額を順次加算して手数料の額を算出する方式により定まる（費用法第3条第1項・別表第1の1の項、第4条第1項）。訴えの提起の手数料を、いくつかの訴額を例にとって示すと下表のとおりとなる。

訴額	訴えの提起の手数料
10万円	1,000円
100万円	10,000円
1000万円	50,000円
3000万円	110,000円
5000万円	170,000円
1億円	320,000円
5億円	1,520,000円
10億円	3,020,000円
100億円	16,020,000円

○ 訴訟記録の閲覧、謄写又は複製の手数料（費用法第7条・別表第2の1の項）の額

訴訟記録の閲覧等の手数料は、1件につき150円である（ただし、事件の係属中に当事者が閲覧等を請求する場合には手数料を要しない。）。

○ 当事者等の旅費、日当及び宿泊料（費用法第2条第4号）の額
（旅費の額）

旅費の額については、旅行が本邦内のものである場合においては、原則として、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（以下「住所地簡易裁判所」という。）と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（以下「出頭地簡易裁判所」という。）との間の直線距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額とされている。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が

定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額を回収することも可能とされている。

例えば、松本簡易裁判所管内に住所地のある当事者が、東京地方裁判所へ3回出頭し、訴訟費用は相手方の負担とする旨の判決を得た場合、次のとおりの算式で直線距離に基づく旅費額(25,800円)の償還を求めることができる(住所地簡易裁判所は松本簡易裁判所、出頭地簡易裁判所は東京簡易裁判所であり、両者の直線距離は172キロメートルである。)

$172\text{キロメートル} \times 50\text{円} = 8,600\text{円}$

$8,600\text{円} \times 3 = 25,800\text{円}$

(日当及び宿泊料の額)

国内から出頭した場合で、かつ、出頭及びそのための旅行が通常の経路及び方法によるものである場合を例にとると、日当については、現に要した日数に応じて、宿泊料については、現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して、それぞれ最高裁判所が定める額とされている。かかる定めを受けて、費用規則第2条第2項、第3項において次のとおり日当及び宿泊料の額が定められている。

①日当 1日当たり 3,950円

②宿泊料 1夜当たり 宿泊地が甲地方(東京都、大阪市等の地方)の場合 8,500円
宿泊地が乙地方(甲地方以外の地方)の場合 7,500円

○ 代理人の旅費、日当及び宿泊料(費用法第2条第5号)の額

当事者等の旅費、日当及び宿泊料(費用法第2条第4号)の例により算定した額とされているが、当事者等が出頭した場合における旅費、日当及び宿泊料の額として裁判所が相当と認める額を超えることができない。

○ 訴状等の書類の作成及び提出費用(費用法第2条第6号)の額

事件一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通数を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として最高裁判所が定める額としている。かかる定めを受けて、例えば訴えの提起に係る事件については、基本単価を1500円と設定した上、準備書面、書証の写し等の通数加算を行うとともに、これらを送付すべき相手方の数に基づく加算を行うこととされている(費用規則第2条の2第1項・別表第2の1の項イ)。

上記加算についての規律の具体的内容は以下のとおりである。

(訴状、準備書面等の通数加算(費用規則別表第2の1の項下欄(一)))

当該民事訴訟の資料とされた準備書面等の合計通数が5を超えるときは、その超える通数15までごとに1000円が基本単価に加算される。

(書証の写しの通数加算(費用規則別表第2の1の項下欄(二)))

当該民事訴訟の資料とされた書証の写しの通数が15を超えるときは、その超える通数50までごとに1000円が基本単価に加算される。

(相手方の数に係る加算(費用規則第2条の2第2項本文))

準備書面等を送付すべき相手方の数を5で除して得た数(1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。)に、基本単価1500円に前記準備書面、書証の写し等の通数加算を行って得られた額を乗じて得た額とする。

訴えの提起に係る事件における訴状等の書類の作成及び提出の費用の一例を挙げると、準備書面を20通、書証を70通提出し、準備書面等を送付すべき相手方の数が6であった場合には、次のとおり、書類の作成及び提出の費用を算出することになる。

$(1,500 + 1,000 + 2,000) \times 2 = 9,000\text{円}$

以上